

【答申の概要】（諮問第254号）特定の個人が提出した工作物設置に係る申請書等の非開示決定に対する
審査請求

件 名	特定の個人が提出した工作物設置に係る申請書等の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	特定の個人及びその妻（以下「Aら」といい、特定の個人を指す場合には単に「A」という。）が、自然公園法第20条第3項に基づき特定市役所建築住宅課に提出し、静岡県東部農林事務所に申請する、境界フェンスなどの工作物設置に係る申請書及び付属書類一式
非開示理由	条例第10条（存否応答拒否）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	令和5年8月23日
主な論点	対象となる公文書の存否を答えることが非開示情報を開示することとなるため、存否応答拒否による非開示決定を行ったことは妥当であるか。

審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

（1）請求対象公文書について

審査請求人が主張するAらの工作物設置場所は、静岡県内に存在する国立公園内であって、自然公園法第20条第1項に基づき指定された特別地域内である。特別地域内に工作物を設置する場合には、同条第3項及び同法施行令附則第2項の規定により、工作物の種別や規模に応じ、環境大臣又は県知事の許可を得なければならないとされているところ、請求対象公文書は、実施機関宛てに申請された工作物設置申請書及びその付属書類である。

（2）本件審査請求について

審査請求人は、本件決定1について、Aらの氏名及び住所を黒塗り等して開示すれば足りたところ、存否を明らかにしないで非開示決定したことは違法又は不当であると主張している。

これに対し、実施機関は、請求対象公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、請求対象公文書の存否を明らかにせず、本件請求1を拒否する処分を行ったと説明する。

すなわち、本件審査請求における争点は、請求対象公文書が存在するか否かという情報それ自体が非開示事由に該当するかということであって、請求対象公文書にいかなる内容が記載されているかや、その内容を開示できるかどうかということではない。そこで、以下、請求対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

（3）請求対象公文書の存否応答拒否について

ア 請求対象公文書の存否を答えることにより明らかとなる情報

請求対象公文書は、特定の個人が、国立公園の特別地域内において工作物を設置するために提出する申請書である。

よって、本件請求1に対して、請求対象公文書の存否を答えた場合、特定の個人が設置申請を行ったかどうかという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

イ 本件存否情報の条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文においては、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを非開示情報としている。

本件請求1は、Aらが提出したとされる設置申請書の開示を求めているため、特定の個人が設置申請を行ったかどうかという、特定の個人を識別することが可能となる情報の開示を求めていることとなる。

そうすると、本件存否情報は、これを明らかにすると、特定の個人を識別できる情報を明らかにすることとなるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

ウ 本件存否情報の条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書に該当する場合は例外的に開示されることから、以下検討する。

(ア) 同号ただし書ア該当性

同号ただし書アは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報は、個人に関する情報であっても非開示情報から除く旨を定めている。つまり、利害関係人等に限って入手できる情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は、同号ただし書アには該当しない。

そこで、自然公園法に基づく設置申請書が、法令等の規定により又は慣行として公にされる情報かどうか、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、次のaからcまでのとおり説明する。

- a 自然公園法には、設置申請書が提出されたことや、申請書の内容を公表する旨の規定は存在しない。
- b 慣行としても、申請書が提出されたことは公表しておらず、申請書の内容も公表していない。
- c 設置許可を行う際、被許可者に対しては、設置工事が許可済みであることを示す標識を設置するよう依頼しているため、許可後であれば、許可を受けた事実や許可された行為の種類等は公になる可能性がある。ただし、標識設置を義務付ける規定は存在しない。

たしかに自然公園法に申請書の公表規定はなく、許可以前の段階では、申請書が提出されたかどうか及びその申請書に何が書かれているかを慣行としても公表していないとする説明に、不自然な点はない。許可後であれば標識設置により許可された事実等は公になる可能性はあるが、それは被許可者の任意の協力に委ねられるものであつて、必ずしも標識が設置されるとは限らない。

また、審査請求人が主張する内容のような事情があつたとしても、それは、審査請求人がAらの代理人から個別に入手した情報であるに過ぎず、現に何人も容易に入手できる情報とはいえないため、そのことをもって同号ただし書アに該当するということとはできない。

以上から、本件存否情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書アには該当しない。

(イ) 同号ただし書イ該当性

同号ただし書イは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより個人情報として保護される利益との比較衡量によって、公にすることが必要であるか否かを判

断する旨を定めている。

これにより公にするべきとされた情報として、例えば、特定の医薬品に係る副作用症例がある。当該情報の開示は、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものの、当該医薬品の安全な使用の観点から、公にする意義が大きく、開示するべきとされたものである（内閣府情報公開審査会答申平成 14 年度第 8 号）。

上記(2)のとおり、本件審査請求における争点は、請求対象公文書の存否情報それ自体の非開示事由該当性であるところ、審査請求人からは、誰かが設置申請を行ったという情報を公にすることで、いかなる利益を保護することになるかとの主張はされておらず、また、上記事例に匹敵する利益を保護し得ると認めるに足る事情も見当たらない。

そうすると、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより個人情報として保護される利益との比較衡量によって、公にすることが必要であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

なお、審査請求人は、請求対象公文書に記載されていると審査請求人が想定する内容が、同号ただし書イに該当する旨主張する。そこで念のため、仮に請求対象公文書が存在した場合についても、以下検討する。

仮に請求対象公文書が存在し、開示されたとすると、審査請求人が知り得る情報は、誰が、どのような工作物について、設置申請を行ったのかという情報であるところ、これを開示することにより保護される利益は、審査請求人によると、当該工作物設置に対し、審査請求人が差止請求等の対抗措置を取るための準備ができることであるとされる。

しかし、申請したからといって許可されるとは限らず、また、請求対象公文書が差止請求等の疎明資料としてどこまで効果的であるかは疑問があるところであるし、請求対象公文書が開示されたとしても、審査請求人の意図する利益が保護される保証はない。また、非開示にすることにより個人情報として保護される利益と比較して、開示することで保護される利益が優越すると認めるべき特段の事情も見当たらない。

以上から、仮に請求対象公文書が存在したとしても、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより個人情報として保護される利益との比較衡量によって、公にすることが必要であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

エ 結論

以上から、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号ただし書ア及びただし書イには該当せず、また、ただし書ウに該当する事情も見受けられない。

したがって、請求対象公文書の存否を答えるだけで、条例第 7 条第 2 号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第 10 条に基づき、請求対象公文書の存否を明らかにしないで本件請求 1 を拒否した本件決定 1 は、妥当であったと認められる。

オ その他審査請求人の主張

審査請求人は、実施機関に対して何度か A の工作物設置申請を拒否することを求めたにもかかわらず、この経緯を無視して本件決定 1 が行われたことは不当である旨を主張している。

しかしながら、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかなを問わず開示請求を認めるものであり、開示請求者の属性や請求理由等といった個別の事情は開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないことを踏まえれば、たとえそのような経緯があったとしても、実施機関の決定に影響を及ぼすものではない。

また、審査請求人は、本件決定１に係る理由の記載について、本件事案の事実を適示しない瑕疵等があると主張するが、上述した開示請求制度の性質や、本件決定１が存否応答拒否処分であり、非開示情報が明らかにならない範囲で理由を示す必要があるという事情を踏まえれば、本件決定１に係る理由の記載が行政処分の取消事由となるべき行政手続上の瑕疵であるとまでは認められない。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、審査会の結論のとおり判断する。

別記１ 本件開示請求の内容と本件決定との対応関係

No.	内 容	本件決定
1	Aらが、自然公園法第20条第3項に基づき特定市役所建築住宅課に提出し、静岡県東部農林事務所に申請する、境界フェンスなどの工作物設置に係る申請書及び付属書類一式	1
2	特定の住所地に所在するAらの居宅建物について、平成元年10月31日新築に際し、当時所有者であった法人が、自然公園法に基づき建築に際し申請しかつ許可を受けているべき①申請書及び設計図面、建築工作物位置図などの付属書類一式、②静岡県庁による許可処分の有無の事実、③静岡県庁による許可がされている場合の許可書面一式	2、3